

令和 2 年 5 月 1 4 日 招 集

第 3 回 天 草 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和２年第３回天草市議会（臨時会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第１号	専決処分事項の報告について	令和２年 ５月１４日		
議第４４号	専決処分事項の承認について（天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）	〃		
議第４５号	専決処分事項の承認について（天草市介護保険条例の一部を改正する条例）	〃		
議第４６号	専決処分事項の承認について（天草市税条例等の一部を改正する条例）	〃		
議第４７号	専決処分事項の承認について（天草市都市計画税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第４８号	専決処分事項の承認について（天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第４９号	専決処分事項の承認について（訴えの提起）	〃		
議第５０号	専決処分事項の承認について（令和元年度天草市一般会計補正予算第１１号）	〃		
議第５１号	専決処分事項の承認について（令和２年度天草市一般会計補正予算第１号）	〃		
議第５２号	専決処分事項の承認について（令和２年度天草市一般会計補正予算第２号）	〃		
議第５３号	専決処分事項の承認について（令和２年度天草市病院事業会計補正予算第１号）	〃		
議第５４号	令和２年度天草市一般会計補正予算（第３号）	〃		
議第５５号	固定資産評価員の選任について	〃		

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 5 月 14 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 令和 2 年 3 月 9 日（月曜日）
午後 2 時 32 分頃
- 2 事故発生場所 天草市諏訪町 14 番 31 号（諏訪駐車場内）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員の運転する公用車が駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両と接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 201,254 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 4 4 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 6 号

専 決 処 分 書

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第25号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成18年天草市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 4 5 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第5号

専 決 処 分 書

天草市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 2 4 号

天草市介護保険条例の一部を改正する条例

天草市介護保険条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「2 万 6, 1 0 0 円」を「2 万 8 8 0 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「4 万 3, 5 0 0 円」を「3 万 4, 8 0 0 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「5 万 4 6 0 円」を「4 万 8, 7 2 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 4 6 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専 決 処 分 書

天草市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 2 1 号

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 1 8 年条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 4 8 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 5 4 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「これを」を「、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 5 4 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 4 9 条の 2」を「第 4 9 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 6 1 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 6 1 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 9 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 1 6 条の 2 の 3」を「第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 9 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 9 8 条第 1 項中「第 9 6 条第 2 項」を「第 9 6 条第 3 項」に改める。

第 1 3 1 条第 6 項中「第 5 4 条第 6 項」を「第 5 4 条第 7 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 1 0 条中「又は法附則第 1 5 条」を「又は附則第 1 5 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」を「附

則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項を同条第14項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(天草市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天草市税条例の一部を改正する条例（令和元年天草市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、天草市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和

４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 新条例第５４条第４項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３ 新条例第５４条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年天草市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２８年天草市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条の２中「３１年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 天草市税条例及び天草市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成29年天草市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成30年天草市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成31年天草市条例第12号）の一部を次

のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

議第 4 7 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 3 号

専 決 処 分 書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第 2 2 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 4 項の見出し及び同項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改める。

附則第 6 項の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 7 項から附則第 1 0 項までの規定中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 1 項の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 4 項の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 5 項中「、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項まで若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」を「から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項まで、第 4 7 項若しくは第 4 8 項」に、「第 3 4 項」を「第 3 3 項」に、「第 3 4 項又は法」を「第 3 3 項又は」に改める。

附則第 1 6 項の見出し及び同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の天草市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第

号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議第 4 8 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 4 号

専 決 処 分 書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第 23 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 4 9 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、訴えの提起について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専 決 処 分 書

筆界基準点として設置した標杭の復元に要した費用に係る支払の請求について、訴えの提起を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

天草市長 中 村 五 木

1 事件名 令和2年（ハ）第10号復元費用請求事件

2 裁判所 天草簡易裁判所

3 当事者

原告

天草市

代表者 天草市長 中村 五木

被告

天草市在住者

4 事案の概要

平成31年3月13日に被告が天草市所有の筆界基準点として設置した標杭を引き抜いた事案に対し、天草市が復元を行うように求めたが、被告がこれに応じないため天草市が筆界基準点の復元を行い、更に復元にかかった費用を支払うよう再三にわたり請求を行ったが、被告がこれにも応じないため支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、被告が督促異議を申し立てたため、民事訴訟へ移行するもの。

（専決処分の理由）

訴えを提起するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議第 5 0 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和元年度天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 1 号

専 決 処 分 書

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 1 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に要する経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第１１号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,666 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,501,577 千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			7, 165, 128	16, 296	7, 181, 424
		2 国庫補助金	1, 883, 260	16, 296	1, 899, 556
16 県支出金			4, 137, 807	10, 400	4, 148, 207
		2 県補助金	1, 502, 161	10, 400	1, 512, 561
19 繰入金			2, 798, 599	1, 970	2, 800, 569
		2 基金繰入金	2, 798, 599	1, 970	2, 800, 569
補正されなかった款項に係る額			44, 371, 377		44, 371, 377
歳 入 合 計			58, 472, 911	28, 666	58, 501, 577

(単位：千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,477,130	26,072	17,503,202
	3 児童福祉費	6,595,174	26,072	6,621,246
9 教育費		3,452,899	2,594	3,455,493
	6 学校給食費	568,896	2,594	571,490
補正されなかった款項に係る額		37,542,882		37,542,882
歳 出 合 計		58,472,911	28,666	58,501,577

議第 5 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 7 号

専 決 処 分 書

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 1 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に要する経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和２年度天草市一般会計補正予算（第１号）

令和２年度天草市一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,973 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,858,354 千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の追加は、「第２表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			6,955,584	2,864	6,958,448
		2 国庫補助金	1,693,180	2,864	1,696,044
19 繰入金			2,883,545	11,609	2,895,154
		2 基金繰入金	2,883,545	11,609	2,895,154
22 市債			4,190,300	35,500	4,225,800
		1 市債	4,190,300	35,500	4,225,800
補正されなかった款項に係る額			38,778,952		38,778,952
歳 入 合 計			52,808,381	49,973	52,858,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,055,480	1,480	17,056,960
	3 児童福祉費	6,229,101	1,480	6,230,581
4 衛生費		6,167,115	35,558	6,202,673
	5 病院費	1,060,230	35,558	1,095,788
9 教育費		3,445,983	12,935	3,458,918
	2 小学校費	327,068	7,496	334,564
	3 中学校費	256,105	4,055	260,160
	4 幼稚園費	145,466	1,384	146,850
補正されなかった款項に係る額		26,139,803		26,139,803
歳 出 合 計		52,808,381	49,973	52,858,354

第2表 地方債補正

(単位：千円)

1 追加	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	感染症緊急対応事業	35,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ

議第 5 2 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に要する経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和２年度天草市一般会計補正予算（第２号）

令和２年度天草市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,093,146 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,951,500 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金				6,958,448	8,093,146	15,051,594
			2 国庫補助金	1,696,044	8,093,146	9,789,190
補正されなかった款項に係る額				45,899,906		45,899,906
歳 入 合 計				52,858,354	8,093,146	60,951,500

(単位：千円)

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費			17,056,960	8,093,146	25,150,106
		1 社会福祉費	4,817,348	7,971,549	12,788,897
		3 児童福祉費	6,230,581	121,597	6,352,178
	補正されなかった款項に係る額		35,801,394		35,801,394
	歳 出 合 計		52,858,354	8,093,146	60,951,500

議第 5 3 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市病院事業会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第8号

専 決 処 分 書

令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に要する経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和２年度天草市病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和２年度天草市病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和２年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第１款 病院事業収益	3,953,389千円	11,130千円	3,964,519千円
第２項 医業外収益	683,679千円	11,130千円	694,809千円
		支 出	
第１款 病院事業費用	3,951,171千円	11,130千円	3,962,301千円
第１項 医業費用	3,880,953千円	11,130千円	3,892,083千円

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「10,992千円」を「13,617千円」に、過年度分損益勘定留保資金「239,744千円」を「237,119千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	209,096千円		28,870千円	237,966千円
第2項 他会計補助金	0千円		24,428千円	24,428千円
第3項 県補助金	0千円		4,442千円	4,442千円
支 出				
第1款 資本的支出	459,832千円		28,870千円	488,702千円
第1項 建設改良費	120,916千円		28,870千円	149,786千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	139,947千円	11,130千円	151,077千円
資本的収入	他会計補助金	0千円	24,428千円	24,428千円
合	計	139,947千円	35,558千円	175,505千円

議第 54 号

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 293,590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,245,090 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 5 月 14 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,051,594	5,088	15,056,682
	1 国庫負担金	5,248,756	1,425	5,250,181
	2 国庫補助金	9,789,190	3,663	9,792,853
16 県支出金		3,893,669	2,373	3,896,042
	1 県負担金	2,466,855	713	2,467,568
	2 県補助金	1,257,632	1,660	1,259,292
19 繰入金		2,895,154	286,129	3,181,283
	2 基金繰入金	2,895,154	286,129	3,181,283
	補正されなかった款項に係る額		39,111,083	39,111,083
歳入合計		60,951,500	293,590	61,245,090

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		25,150,106	4,126	25,154,232
	1 社会福祉費	12,788,897	2,850	12,791,747
	3 児童福祉費	6,352,178	1,276	6,353,454
5 農林水産業費		2,409,468	2,690	2,412,158
	1 農業費	1,425,544	1,085	1,426,629
	3 水産業費	646,156	1,605	647,761
6 商工費		1,320,464	281,560	1,602,024
	1 商工費	1,320,464	281,560	1,602,024
9 教育費		3,458,918	5,214	3,464,132
	6 学校給食費	891,749	5,214	896,963
	補正されなかった款項に係る額	28,612,544		28,612,544
歳 出 合 計		60,951,500	293,590	61,245,090

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

1 追加	事 項	期 間	限 度 額
	農業経営安定資金利子等補給	令和3年度～令和12年度	6,760
	漁業経営安定資金利子等補給	令和3年度～令和12年度	10,940
	中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和3年度～令和5年度	226,273